

陳 情 文 書 表

受付番号	第44号
件名	身体障害者優先駐車場に関する陳情書 仮称「三田市ゆずり合い駐車場条例」
受付年月日	令和元年11月7日
陳情者	三田市 三田市身体障害者福祉協議会 会長 八十川 一三 三田市身体障害者福祉協議会 顧問 大月 勝
要旨	<p><陳情の要旨></p> <p>2002年内閣府は障害者基本法第9条に障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。障害者週間は12月3日から12月9日までの1週間とする、「国及び地方団体は障害者週間にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」としています。</p> <p>三田市は2017年4月1日には障害者も健常者も共に生きる社会の実現のため、三田市みんなの手話言語条例が施行されました。</p> <p>国土交通省は障害者専用駐車場を公的機関が認定した身体障害者に限り優先的に使用するパーキングパーミット制度を2006年採用し、2018年現在では全国35府県に広がりました。</p> <p>兵庫県においても身体障害者に一層の社会参加の促進を図るため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を発行し、健常者が駐車しないように指導をしています。しかしながら身体障害者用駐車場を示す車いすマークの意味が理解されず、健常者が駐車するマナー違反が後を絶ちません。</p> <p>2015年千葉県の一般法人「障害者社会参画支援機構」の調査によれば、障害者優先のパーキングエリアには8割が健常者の駐車であったと報告されています。三田市においても同様な傾向が見られます。障害者にとって自家用車の利用は必要不可欠です。</p> <p><陳情事項></p> <p>健常者も障害者も共に生きる社会の実現のため、障害者用駐車場には健常者は駐車しない条例制定をして頂きますよう陳情申し上げます。</p>
付託委員会	福祉教育常任委員会